

議案説明資料

保健福祉部 国民健康保険課

議案名	議案第19号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
趣旨	国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分の保険料率等の設定及び保険料賦課限度額並び軽減判定基準額を改正しようとするものである。
改正内容	<p>(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等の設定 現行の国民健康保険料と併せて賦課・徴収する子ども・子育て支援納付金分の保険料率等を以下のとおり定める。</p> <p>〔令和8年度分〕 ① 所得割 100分の0.32とする。 ② 被保険者均等割額 1,700円とする。 ③ 被保険者18歳以上均等割額 100円とする。</p> <p>(2) 国民健康保険料賦課限度額の改正 医療給付費等が増加する中で、中間所得者層の負担に配慮した保険料の設定となるよう、基礎賦課限度額について、現行66万円を1万円引き上げ、67万円とし、子ども・子育て支援納付金賦課限度額について新設し、3万円とする。</p> <p>(3) 国民健康保険料軽減判定基準額の改正 低所得世帯に対する保険料の軽減判定において、所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減対象となる世帯の範囲が縮小しないよう、5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準額の算定に係る被保険者数に乗じる金額をそれぞれ引き上げる。</p>
改正による影響	<p>(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等の設定 平均被保険者数：45,863人、1人当たり平均保険料（年額）：3,286円 （参考）医療給付費分等の保険料を加えた1人当たり平均保険料（年額） 114,200円（現行）→ 117,486円（約3%上昇）</p> <p>(2) 国民健康保険料賦課限度額の改正 総世帯数：33,700世帯 対象世帯数：205世帯（0.6%） 保険料増額見込額：2,011,473円（令和7年度賦課額を基に試算）</p> <p>(3) 国民健康保険料軽減判定基準額の改正 5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の範囲を維持するための改正であり、対象世帯への影響は生じない。 令和7年12月1日現在の対象数：6,458世帯（19.1%）</p>
施行予定日	令和8年4月1日

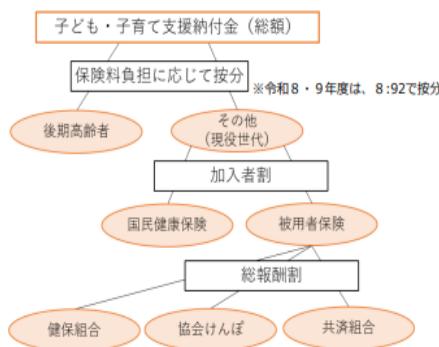
(1) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等の設定について

令和8年2月12日
保健福祉部 国民健康保険課

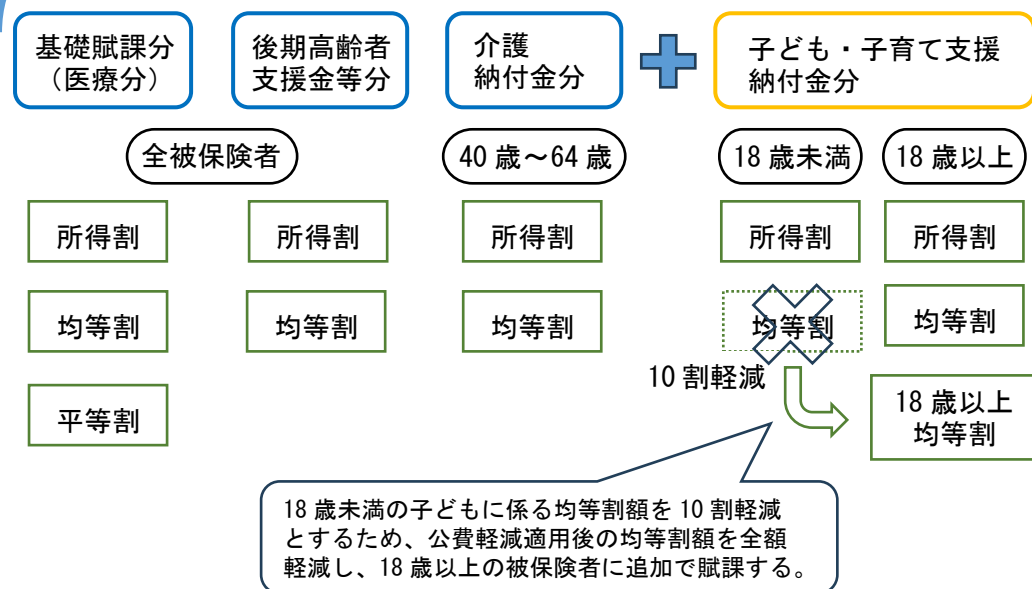
1. 概要

「こども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして令和8年度に創設。

- ・政府は、令和8年度から毎年度、医療保険者ごとに按分して支援納付金を徴収し、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」など、「こども・子育て政策」の給付拡充に充てる。
- ・医療保険者は医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ・支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定する。



国民健康保険料



2. 保険料率の設定

<令和8年度の子ども・子育て支援納付金>

155,594,256円 ※仮係数に基づく県通知(令和7年12月12日時点)

<被保険者数>

・令和8年度の推計

全体：45,863人 (18歳以上：42,256人、18歳未満：3,607人)

<保険料率等の設定>

- ・賦課方法は所得割及び均等割とし、その割合は医療保険料に準じて定める。
- ・子ども・子育て支援納付金の納付に必要な保険料収入額に対し、被保険者数、基準総所得、収納率、公費軽減額(低所得者の保険料軽減、産前産後減免、未就学児減免等)を考慮して保険料率等を定める。
- ・18歳未満の子ども(※)に係る均等割額について、10割軽減の措置を講じる。(※18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子ども)

所得割率	0.32%
均等割額	1,700円/人・年
18歳以上均等割額(※)	100円/人・年
1人当たり平均保険料額	3,286円/人・年(月額274円)

(参考) 他の保険料(医療分等)を加えた1人当たり平均保険料(年額)
114,200円 → 117,486円(約3%上昇)

<歳入見込額>

○令和8年度保険料収入見込み額・・・136,555千円

・保険料収入に法定繰入金を加えて子ども・子育て支援納付金の納付に充てる。

3. 今後の動向

・子ども・子育て支援金制度については、令和10年度までの3年間で段階的に増額される見込み。

(2) 国民健康保険料賦課限度額の改正について

令和8年2月12日
保健福祉部 国民健康保険課

1. 国民健康保険料賦課限度額の概要

医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けている。

- ・国民健康保険においても高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、必要な保険料収入を確保しようとした場合、高所得層の負担は変わらず、中間所得層の負担が重くなる。(イメージ図：①)
- ・保険料負担の上限を引き上げることにより、中間所得層に配慮した保険料の設定が可能となる。(イメージ図：②)

2. 限度額の改正内容

	改正前賦課限度額	改正後賦課限度額	備考
基礎賦課額 (医療分)	660,000円	670,000円 (1万円の引き上げ)	医療費等の支払いに充てられるもの (加入者全員が負担)
後期高齢者 支援金等賦課額	260,000円	260,000円 (据え置き)	後期高齢者医療制度を支える ための負担金に充てられるもの (加入者全員が負担)
介護納付金賦課額	170,000円	170,000円 (据え置き)	介護保険納付金に充てられる ためのもの(40歳以上65歳未満の加 入者が負担)
子ども・子育て 支援納付金賦課額		30,000円 (新設)	子ども・子育て支援納付金に充てら れるためのもの(加入者全員が負担す るが、18歳以下の加入者分は10割減 され18歳以上加入者に按分される)
合計	1,090,000円	1,130,000円 (4万円の引き上げ)	

3. 限度額引き上げの考え方

・国民健康保険料賦課限度額について、国は被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、将来的に賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げるとし、医療の基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各賦課限度額超過世帯割合を、前年と比較して引き上げ幅を設定している。

※ 被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。

4. 本市の対象世帯数

<限度額超過世帯数>

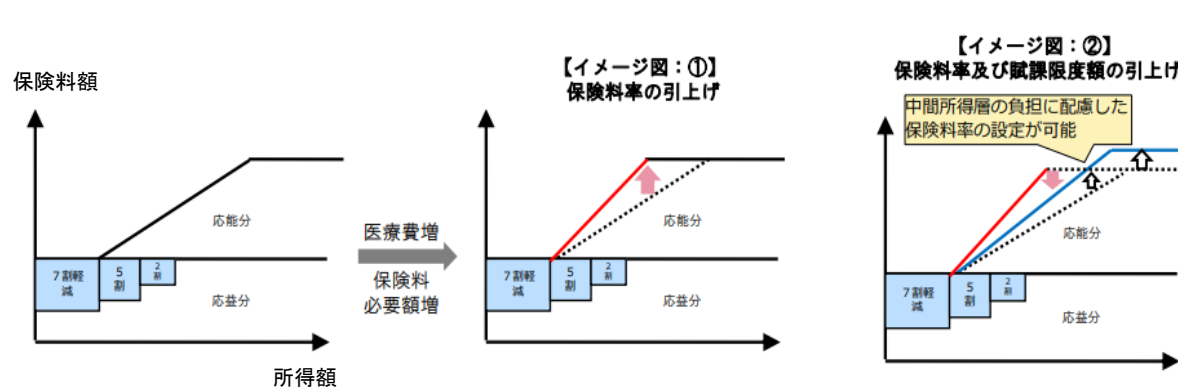
総世帯数 33,700世帯 ※令和7年12月1日時点

今回影響世帯数 205世帯 (0.6%)

5. 改正による影響

- ・賦課限度額の引き上げにより、年間で2,011,473円の増加が見込まれる。
※令和7年12月1日時点賦課額を基に試算

【イメージ図】



【国民健康保険料賦課限度額の推移】

	医療分(計)		基礎賦課額		後期高齢者支援金等賦課額		介護納付金賦課額		合計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
令和3年度	82万円	-	63万円	-	19万円	-	17万円	-	99万円	-
令和4年度	85万円	+3万円	65万円	+2万円	20万円	+1万円	17万円	-	102万円	+3万円
令和5年度	87万円	+2万円	65万円	-	22万円	+2万円	17万円	-	104万円	+2万円
令和6年度	89万円	+2万円	65万円	-	24万円	+2万円	17万円	-	106万円	+2万円
令和7年度	92万円	+3万円	66万円	+1万円	26万円	+2万円	17万円	-	109万円	+3万円

1. 国民健康保険料軽減判定基準額の概要

国民健康保険では、低所得世帯の負担軽減措置として、世帯主及び国民健康保険加入者の所得額の合計が国民健康保険料軽減判定基準額以下の場合に、国民健康保険料の応益割（均等割、平等割）の7割・5割・2割を軽減する。

2. 国民健康保険料軽減判定基準額の改正内容

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(給与・年金所得者数-1)×10万円 以下 (改正なし)
5割軽減	43万円+(30万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(31万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下
2割軽減	43万円+(56万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(57万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

3. 国民健康保険料軽減判定基準額引き上げの考え方

・5割軽減と2割軽減の国民健康保険料軽減判定基準額は、例年、政府が消費者物価など経済動向等を踏まえ、総合的に見直しの必要性を検討している。内閣府が令和7年8月に公表した令和7年度の消費者物価上昇率の見通しでは、令和7年1月の見通し(2.0%)から2.4%程度上方修正するなど、物価上昇が続くと見込まれることから、軽減判定基準額の引き上げが必要と判断された。

・所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減対象となる世帯の範囲が縮小しないよう軽減判定基準額を引き上げ、低所得世帯の保険料負担を軽減する。

4. 本市の国民健康保険料の軽減適用状況

国保総世帯数 33,700世帯 ※令和7年12月1日時点

<国民健康保険料軽減適用の状況>

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計
適用世帯数	9,144世帯	3,027世帯	3,431世帯	15,602世帯
適用被保険者数	11,470人	5,017人	5,761人	22,248人
軽減合計額(円)	519,412,390	145,875,079	66,002,085	731,289,554

5. 改正による影響

- ・国民健康保険料の応益割（均等割、平等割）軽減分の財源は、国民健康保険基金安定制度の国民健康保険料軽減分（都道府県3/4、市町村1/4）で賄われる。
- ・本件は、現在の国民健康保険料軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないようにするための改正であり、対象世帯への影響は生じない。

<国民健康保険料軽減判定基準額の推移>

年月日	5割軽減	2割軽減
令和3年4月1日	43万円+(28万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(52万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下
令和4年4月1日	43万円+(28万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(52万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下
令和5年4月1日	43万円+(29万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(53万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下
令和6年4月1日	43万円+(29万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(54万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下
令和7年4月1日	43万円+(30万5千円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下	43万円+(56万円×被保険者数)+ (給与・年金所得者数-1)×10万円 以下

市原市国民健康保険条例（平成8年市原市条例第24号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○市原市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月20日 条例第24号</p> <p>(略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>○市原市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年12月20日 条例第24号</p> <p>(略)</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第8条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p>

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

（基礎賦課総額）

第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民

（基礎賦課総額）

第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民

健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 略)

エ 略)

オ 略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要

健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）

_____の
納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 略)

エ 略)

オ 略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要

する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 略)

エ 略)

(3) 略)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第14条 第8条の4の基礎賦課額は、670,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲

する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 略)

エ 略)

(3) 略)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第14条 第8条の4の基礎賦課額は、660,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲

げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 略)

ア 略)

イ 略)

(3) 略)

(中略)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金

げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）

(2) 略)

ア 略)

イ 略)

(3) 略)

(中略)

第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金

の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の

額

(2) 略)

ア 略)

イ 略)

(3) 略)

(中略)

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条、第18条の3、第18条の4及び第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第23条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。

の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略)

ア 略)

イ 略)

(3) 略)

(中略)

(新設)

次号において同じ。)の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第23条第1項の規定により減免する保険料のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険

(新設)

者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等)

第14条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率又はその算定額は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.32

(2) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1,700円

(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の16 第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7

(新設)

(新設)

(新設)

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7

の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第8条の4、第14条の3、第14条の8若しくは第14条の13の額又は次条第1項各号（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号に定める額、第18条の3第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める

額若しくは同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第18条の4第1項各号（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第18条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第8条の4、第14条の3、第14条の8若しくは第14条の13の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号

の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第8条の4、第14条の3若しくは第14条の8の額、次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号

に定める額、第18条の3第1項（同条第2項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の3第3項第1号（同条第4項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額又は第18条の4第1項各号（同条第2項又は第3項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項_____の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第8条の4、第14条の3若しくは第14条の8の額、_____次条第1項各号に定める額若しくは同条第2項若しくは第3項の規定に

_____に定める額、第18条の3第1項に定める_____

_____額若しくは同条第4項に定める額、第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額若しくは第18条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が消滅し、若しくは被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯の属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第3

より読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第18条の3第1項に定める第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第18条の3第3項第1号に定める額又は第18条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額_____の算定は、それぞれ、

その納付義務が消滅し、若しくは被保険者数が減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯の属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第3

3号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第

3号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第

2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10

2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10

分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

2 第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」

2 第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」

と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上

と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(新設)

被保険者均等割の保険料額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料額に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料額に10分の2を乗じて得た額

(特例対象被保険者等の特例)

(特例対象被保険者等の特例)

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第9条第1項、第14条の4、第14条の9及び第14条の14並びに前条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

第18条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第9条第1項及び前条第1項

の規定の適用については、第9条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」とする。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 略)

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 略)

(2) 略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、同項第1号中「第10条」とあるのは「第14条の5」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項各号」と、「第10条」とあるのは「第14条の15」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

2 略)

(新設)

3 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 略)

(2) 略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と _____、同項第1号中「第10条」とあるのは「第14条の5」と読み替えるものとする。

(新設)

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第25条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と読み替える

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の2第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と読み替える

ものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする。

(1) 略

(2) 略

6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

ものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(新設)

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第8条の4の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）とする。

(1) 略

(2) 略

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「670,000円」とあるのは「260,000円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「670,000円」とあるのは「170,000円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項各号」と読み替えるものとする。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の

この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と_____読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条の4」とあるのは「第14条の8」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と_____読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額（第18条第4項、第18条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料額に相当する額を控除して得た額とする。

（中略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第8条の2、第14条、第14条の12から第14条の16まで及び第17条から第18条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（中略）

（新設）

